

高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金に関するQ&A

<基本的事項について>

Q1. いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 高山市が交付決定した日以降に事業着手（契約）した太陽光発電設備が対象となります。

Q2. 事業着手日は何を基準としますか

- 太陽光発電設備等設置に関する工事等の契約日を事業着手日とします。
- 太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日を事業着手日とします。

Q3. 事業完了日は何を基準としますか

- 設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。
- また、原則として売電契約が締結され、電力の供給ができる状況があることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをした上で、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありませんので、個別にご相談ください。

Q4. 国等の別補助と併用することは可能ですか

- 同一の設備に対し、二つ以上の補助金の併用は不可です。

Q5. 県が実施する共同購入事業との併用は可能ですか。

- 可能です。

Q6. 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象にできますか

- 蓄電池が国等から別の補助金を受ける場合、太陽光発電設備に国等の補助が入っていない場合であれば、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

<住宅等について>

Q7. 住宅の既設や新築は問いますか

- 自ら所有し定住される住宅であれば、いずれも対象となります。

Q8. カーポートへの設置は対象となりますか

- 自ら居住する住宅の敷地内に設置するものであれば対象となります。

Q9. 庭への設置は対象となりますか

○ 「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。

Q10. 建売住宅への設置は対象となりますか

○ 住民が設置する場合が対象で、未使用の太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料が必要となります。

※ PPA（電力販売契約）事業者が設置する場合は対象外です。

Q11. 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）はそれぞれに補助されますか

○ 1つの住宅に対して1回の補助となります。

○ 母屋の建築物と離れの建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○ 1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合は、それぞれ1つの住宅として、それぞれに補助されます。

※ 建築確認申請の書類を判断の参考としますので、詳細は事前にお問合せください。

Q12. 併用住宅へ設置する設備も補助されますか

○ 住宅部分に自ら定住していれば可能ですが、以下の条件があります。

【注】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備7万円/kWhの補助）

- ・ 併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・ 発電した電力の30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・ 残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

Q13. 共同住宅へ設置する設備も補助されますか

○ 居住を要件としているため、限定的ですが、以下のような例など、補助可能なケースもあります。詳細は事前にご相談ください。

【例】大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合。

<太陽光発電設備について>

Q14. 太陽光発電設備等の買替や増設も対象となりますか

○ 買替は法定耐用年数経過後、増設は他の要件を満たした場合は、対象とすることができます。詳細は事前にお問合せください。

Q15. 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回るものはどういう扱いになりますか

○ 実際の価格（工事費込み・税抜き）を対象とします。

Q16. 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法を教えてください

- 小数点以下の端数を切捨て処理してください。(4.95kWの場合：4kW)
- 0.95kWの場合：0kWとなり補助対象になりませんので、必ず1kW以上の設備を導入してください。

Q17. 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナー（パワコン）の低いほうの数値を採用してください。
- 「パネル（モジュール）のみ」又は「パワコンのみ」を設置する場合は対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設
故障により、どちらか一方のみ買替え

Q18. 5kWを超える設備を設置する場合に必要な自家消費量はいくらか

- 補助に相当する発電量の30%を自家消費する必要があります。

【例】10kWの設備を設置する場合

→ 発電量×5kW／10kW×30% 以上の電力を自家消費する

Q19. 発電電力の消費量計画書はどのように試算すれば良いですか

- 電力消費の計画書（想定書）は、販売店等にご相談ください。

Q20. 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方を教えてください

- 既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。
- 既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量＋増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統接続の場合は既存設備も非FIT（卒FIT等）であることが前提です。

<蓄電池について>

Q21. リチウムイオン蓄電池のJIS準拠は必須条件ですか

- JIS準拠だけでなく、SIIにて認証を受けている蓄電池で安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）であれば対象となります。

Q22. 16万円／kWhの蓄電池は対象となりますか

- 対象となりません。
- ※ 蓄電池の価格が15.5万円／kWh（直接・間接工事費込み、税抜き）を超える場合は対象となりません。

Q23. 蓄電池の能力の小数点以下の処理方法を教えてください

- 小数点2桁以下の端数を切捨て処理してください。（4.95kWhの場合：4.9kWh）
- ※ 蓄電池の価格／kWhを算定する際は、端数処理後の数字を使ってください。
4.95kWhで767,250円（直接・間接工事費込み、税抜き）の場合、
 $767,250円 \div 4.9kWh \div 156,582円$ …補助対象となりません。

Q24. 価格が72.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算を教えてください

- $72.5万円 \times 1/3 = 24.16 \dots \Rightarrow 24.1万円$ となります。

Q25. 価格が100万円（7kWh）の蓄電池の補助額の計算を教えてください

- $100万円 \times 1/3 \times 5kWh / 7kWh = 23.80 \dots \Rightarrow 23.8万円$ となります。
- ※ 必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q26. ハイブリッド蓄電池は、全額を蓄電池価格とみなして良いですか

- 太陽光発電設備のパワーコンディショナー（パワコン）と蓄電池が一体となっていて、蓄電池として販売されているため、すべてを蓄電池価格とみなしてください。
- トライブリッド蓄電池（蓄電システム）付帯のパワコンも同様の扱いとします。
※蓄電池の交付上限単価にご注意ください。

Q27. 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使いますか

- 補助金算定の際は定格容量の数値を用います。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

<その他の事項について>

Q28. FITを利用せず売電できる業者はどこですか

- 中部電力ミライズ
<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>
・ ページの下部に固定価格以外での電力販売申込の案内があります。
- 北陸電力
<https://www.rikuden.co.jp/koteikaitori/kaitorimenu.html>
・ ページの下部に固定価格以外での電力販売申込の案内があります。

【注】買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

Q29. FITを利用していないことの確認書類が実績報告時に電力会社からまだ発行されず、発行まで期間が要する見込みの場合はどうすればよいですか。

○FIT契約しないことの誓約書を改めて提出してもらうことに加え、電力会社などへの申請書（接続契約申込書兼特定契約申込書）の写しを提出することで、確認書類に代えることができます。

Q30. 実績報告書に蓄電池の保証書や取扱説明書を添付する理由は何ですか

- 蓄電池については、保証書や取扱説明書により、高山市自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第2条第2項コ別表の仕様を満たしていることを確認します。
- なお、太陽光発電設備については、必ずしも保証書や取扱説明書の提出を求めるものではありません（申請時に提出してもらうカタログ等で必要事項が確認できれば省略可）。また、蓄電池についても仕様書の要件を満たすことを確認するためのページのみを抜粋して添付していただいて差支えありません。
- ただし、蓄電池の仕様の確認は、国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類（登録サイトのウェブページの印刷）に代えることでも可とします。
→具体的にはZEH補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業）の蓄電システム登録済製品一覧検索をご利用ください。
<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q31. 太陽光発電設備設置によりどの程度CO₂が削減されますか

- クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。
<https://www.tokyo-co2down.jp/jigyo/efforts-renewable/taiyoko-system>
・ 3 kWの太陽光発電設備→1,950kg/年のCO₂削減